

「仙台西部地区体験型観光資源開発事業」業務委託先募集要領

標記事業を公募により実施することとし、業務委託先を以下の要領で募集します。

1 事業目的

仙台市西部地区（秋保、作並、定義、泉区西部）は、豊かな自然環境や温泉、伝統工芸品など様々な地域資源がありますが、それらの魅力と比較して、認知度に課題があり、また、近年の旅行形態の変化や集客プロモーション手法の多様化により、宿泊客数が減少するなど厳しい状況にあります。

過去2年間本事業を実施した結果、秋保地区を中心にサイクツーリズムによる地域活性化を目指す民間組織や泉西部地区においても同様な動きが見受けられるようになった。行政・地域団体と連携して、体験型観光を提供する事業者が、地域の集客交流事業を持続的に担える体制の構築を目指して、本事業を実施致します。

また、同事業において制作した仙台里山ライドのWEBサイトを上記内容を含んだものに簡易リニューアルし、情報発信・プロモーションを行い、新規観光客の獲得、既存客の滞在時間延長に結び付ける取り組みを目指します。

さらに将来的には、作並・定義も含めた仙台西部地区一体となった事業の実施を致します。

2 事業内容

別紙「仙台西部地区体験型観光資源開発事業」仕様書による

3 応募資格

委託事業を的確に遂行する能力を有する者で、次の要件をすべて満たす者。

- (1) 市内に本店・支店又は事業所を有する法人であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 受付期限内に、仙台市の「有資格者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備していること。
- (7) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、日報等の労働関係書類を整備していること。

4 選定事業者数

1事業者

5 契約条件

- (1) 契約形態 委託契約とする
- (2) 予算規模
3,700千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とし、提案内容等を検討し、契約金額（上限額）を決定する。
- (3) 契約期間
契約締結日から平成30年3月31日までとする。
- (4) 委託費の対象となる経費
人件費、謝金、交通費、什器備品リース料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、会場費、再委託費等の経費で本事業の遂行に必要な経費、一般管理費、消費税及び地方消費税等の一部又は全部
- (5) 委託費の対象とならない経費
・土地、建物等を取得するための経費
・事業と関連性が認められない経費
- (6) 委託費の支払条件
概算払

(7) その他

- ア 企画提案の内容を基にして、審査により選定された委託候補者と委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整ったときに、業務委託仕様書に基づき随意契約を締結します。
- イ 委託契約の締結にあたっては、最も評価の高かった企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、委託業務内容の詳細について委託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。
- ウ 協議が整った後に、委託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとします。
- エ 委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として受託者に帰属します。ただし、その利用に関しては発注者との協議により、発注者が行う事業等での使用ができるものとします。

6 応募にあたっての質問及び回答

- (1) 受付期間 平成29年8月14日（月）正午まで
- (2) 受付方法 質問事項等を質問票（様式第1号）に記入のうえ、下記まで提出ください。
Eメール：info@sentia-sendai.jp あるいは
F A X : 022-268-6252
- (3) 回答 質問者に個別に回答するほか、回答をホームページへ掲載します。

7 企画提案書の提出

本事業の受託を希望される方は、下記により応募申込書等を提出してください。

- (1) 提出期限 平成29年8月18日（金）正午（必着）
郵送により提出する場合には同日同刻必着とする。
- (2) 提出方法 持参もしくは郵送（郵送の場合は書留に限る）にて提出してください。
- (3) 提出書類
 - ・企画提案書（様式第3号）・・・1部（記録媒体により電子データでも提出すること）
- (4) 企画提案書類作成上の注意
 - ・提出書類は、A4版横書きで記載。また、必要に応じて、図表等を用いて分かりやすく記載してください。
 - ・企画提案に係る費用は応募者の負担とします。
 - ・提出資料等は返却しません。
- (5) 企画提案が無効となる場合
 - 次のいずれかに該当する企画提案は無効とします。
 - ・応募資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
 - ・企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
 - ・その他企画提案に関する条件に違反した提案
- (6) 企画提案書の提出先
〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目2番10号 仙台青葉ウイングビルA棟11階
公益財団法人 仙台観光国際協会
担当：生貝、片桐、早坂 電話：022-268-9568

8 委託候補者の選定について

以下により、委託候補者を選定します。

- (1) 審査方法
提出された企画提案書について書面審査を実施する。
- (2) 審査基準
以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。
 - ア 事業の遂行能力
 - ・当該事業を受託する能力、組織体制、人員を有しているか
 - イ 事業目的との合致性
 - ・本事業の目的を十分に踏まえた提案内容となっているか
 - ウ 提案内容の具体性・独自性・現実性
 - ・提案内容は具体的かつ独自のか
 - ・具体的に実施可能な提案内容であるか
 - エ 有効性・波及効果
 - ・地域の抱える課題の解決に資する有効な事業内容となっているか
 - ・事業の遂行により地域に波及・相乗効果を与えることができるか
 - オ 予算額の妥当性
 - ・提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的なものか
- (3) 通知
審査結果については、全提案者に対して郵送で通知します。

9 スケジュール（予定）

平成 29 年 8 月 8 日	事業公募
平成 29 年 8 月 14 日	質問票の提出期限
平成 29 年 8 月 18 日	企画提案書の提出期限
平成 29 年 8 月 22 日	審査会プレゼン
平成 29 年 8 月 25 日	審査、委託先の決定、契約
平成 30 年 3 月 31 日	実施報告書の提出

10 その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法その他法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に報告すること。
- (4) 本事業において広報等を行なう場合にあつては、発注者からの受託事業であることを明示すること。
- (5) 本事業の経理を明確にするため、受託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本事業の関係書類や会計帳簿等は、事業実施終了後 5 年間は保存すること。また、会計検査が行われる場合は、協力すること。
- (7) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。